

令和5年6月14日

一般社団法人岡山県建設業協会 事務局 御中

岡山労働局職業安定課内
協議会事務局

「時間外労働の上限規制」に係る周知について（協力依頼）

労働安定行政の円滑な推進につきましては、平素から格別の御支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法において、時間外労働の上限規制が規定され、平成31年4月1日から順次施行されています。

そうした中、建設業については、長時間労働の背景に業務の特性や取引慣行の課題があることから、上限規制の適用が猶予されてきたところですが、いよいよ令和6年4月1日から上限規制が適用されることとなります。

建設分野に属する事業者が、上限規制をはじめとした働き方改革のための取組を実施することは、人材確保に資すると考えられます。

つきましては、別添のリーフレット（「時間外労働の上限規制 準備は進んでいますか」）により、貴協会員様への周知を賜りますようお願い申し上げます。